

平成28年第2回白鷹町議会定例会 第10日

追加変更議事日程

平成28年3月17日（木）午後2時開議

- 日程第 1 議第 7 1 号 白鷹町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 議第 7 2 号 白鷹町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議第 7 3 号 白鷹町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 発議第 1 号 白鷹町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 議第 4 号 平成28年度白鷹町一般会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 6 議第 5 号 平成28年度白鷹町十王財産区特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 7 議第 6 号 平成28年度白鷹町下水道特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 8 議第 7 号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 9 議第 8 号 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 10 議第 9 号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 11 議第 10 号 平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 12 議第 11 号 平成28年度白鷹町水道事業会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 13 議第 12 号 平成28年度白鷹町立病院事業会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 14 議第 13 号 平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算につ
いて
(予算特別委員長報告)
- 日程第 15 請第 1 号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願について
(産建文教常任委員長報告)
- 日程第 16 議第 38 号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議第 39 号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について

- 日程第18 議第40号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第41号 白鷹町黒鳴いきいきセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議第42号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議第43号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（釜の越農村公園）
- 日程第22 議第44号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）
- 日程第23 議第45号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（高岡農村公園）
- 日程第24 議第46号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（針生農村公園）
- 日程第25 議第47号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（小山沢農村公園）
- 日程第26 議第48号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（黒鳴農村公園）
- 日程第27 議第49号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（姫城農村公園）
- 日程第28 議第50号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（山際農村公園）
- 日程第29 議第51号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議第52号 広野広翔館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議第53号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について
- 日程第32 議第54号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第33 議第55号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第56号 中山林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議第57号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議第58号 高岡集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議第59号 深山工房の指定管理者の指定について
- 日程第38 議第60号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について
- 日程第39 議第61号 文化創造館の指定管理者の指定について
- 日程第40 議第62号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について
- 日程第41 議第63号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第42 議第64号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について

- 日程第43 議第65号 仲町友愛館の指定管理者の指定について
 日程第44 議第66号 遊和館の指定管理者の指定について
 日程第45 議第67号 滝野交流館の指定管理者の指定について
 日程第46 議第68号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定
 について
 日程第47 議第69号 白鷹町過疎地域自立促進計画の認定について
 日程第48 議第70号 町道路線の認定について
 日程第49 発議第2号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出
 について
 日程第50 委員会
 の閉会中の継続調査について

(議会運営委員会)

○出席議員（14名）

1番	遠藤幸一	議員	2番	笹原俊一	議員
3番	佐々木誠司	議員	4番	小口尚司	議員
5番	小形輝雄	議員	6番	樋口与一朗	議員
7番	田中孝	議員	8番	山田仁	議員
9番	奥山勝吉	議員	10番	石川重二	議員
11番	佐藤京一	議員	12番	菅原隆男	議員
13番	関千鶴子	議員	14番	今野正明	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	岡田勉
総務課長	松野芳郎
税務出納課長	田宮修
企画政策課長	湯澤政利
企画主幹	永野徹
町民課長	菅原護
健康福祉課長	齋藤春美
産業振興課長	齋藤重雄
農林主幹併 農業委員会事務局長	菅間直浩

建設水道課長	今	野	秀	一
病院事務局長	中	村	裕	之
教育次長	菅	原	良	教
教育委員長	丸	川	恵	子
農業委員会会長	樋	口	太	一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋	口		浩
係長	平	井	正	秋
書記	佐	藤	圭	子

開 会

〈午後 2 時 0 0 分〉

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成28年第2回白鷹町議会定例会10日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） 本日の会議は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第1、議第71号 白鷹町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会委員岡田 勉氏は、平成28年3月31日付をもって辞職するので、新教育委員会制度に基づく教育長を任命するため提案するものであります。

予定者につきましては、住所、白鷹町大字箕和田1136番地の188、氏名、沼澤政幸、生年月日、昭和29年5月5日でございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第71号について、原案のとおり同意と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。ご着席ください。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第2、議第72号 白鷹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会委員佐藤日吉氏は、平成28年3月31日付をもって辞職するので、その後任者を任命するため提案するものであります。

後任の予定者、住所でございます。白鷹町大字広野3098番地、氏名、向田俊一、生年月日、昭和29年11月9日生まれであります。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第72号について、原案のとおり同意と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第3、議第73号 白鷹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会委員丸川恵子氏は、平成28年3月31日付をもって辞職するので、その後任者を任命するため提案するものであります。

後任の予定者は、住所、白鷹町大字山口255番地、氏名、江口酉美子、生年月日、昭和32年4月26日であります。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第73号について、原案のとおり同意と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後2時05分）

○議長（遠藤幸一） ただいま、教育長、教育委員に選任されました方々よりご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、沼澤様、よろしくお願いします。

○沼澤政幸 ただいまは教育長にご同意を賜りまして光栄に存じます。まことにありがたく、心から感謝を申し上げます。

新教育委員会制度における教育長として、これまで丸川委員長さん、そして岡田教育長さんが担ってこられた職責を一身に引き受けることになり、改めてその重責を痛感し、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、皆様方からご指導賜りながら、教育委員を初め、関係機関や地域の皆様と連携し、全力を傾注してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨日は、白鷹中学校の卒業式に出席させていただきました。統合1年目にして、あの感動的なすばらしい卒業式を挙行できる白鷹町の学校教育、教育行政の質の高さを再認識いたしました。並大抵のことではありませんけれども、継続・発展できるように頑張っております。一人一人の子供たちのよさを伸ばし、能力を最大限発揮できるようにする学校教育を目指して、各学校とともに取り組んでまいります。

また、町民の皆様方が生きがいを持って生活することができるとともに、白鷹町で暮らせてよかったと心から思っていただけのように、生涯学習、文化、生涯スポーツの振興に鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

町民を代表されておられる議員の皆様方からのご指導を重ねてお願い申し上げまして、粗辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（遠藤幸一） 次に、向田様、お願いします。

○向田俊一 ただいまはご同意賜りましてまことにありがとうございました。

ご紹介にあずかりました向田俊一です。

私は、昨年度まで白鷹町立鮎貝小学校に勤務させていただきました。もって、教職を退いたわけですが、昨今の教育のありよう、それから教育にかかわる様々な問題

については、これまで教育にかかわってきた人間として、本当に心痛めるものがあります。

この間、広島では中学3年生がみずから命を絶つという、本当に痛ましい事件が起きてしまいました。その学校の保護者への説明の後に、ある保護者が、「子供を学校に預けるのが怖い」と言っていたということを耳にしました。本当に悲しいことです。あってはならないことだと思っています。信頼あつての教育と思います。信頼なくして教育は成り立たないと思っています。信頼される学校づくり、そして、白鷹町の教育のますますの自立発展に、微力ではありますが力を尽くしてまいりたいと存じます。

議員の皆様にはご指導賜りますことを重ねてお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。（拍手）

○議長（遠藤幸一） 次に、江口様、お願いします。

○江口西美子 ただいま、白鷹町教育委員会委員にご同意いただきました江口西美子でございます。ご同意を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

改めて、教育委員の責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

来年度、新しく教育委員会制度がスタートするとお聞きしました。私は、昨年の春、34年間務めた教員を退職いたしました。その経験を生かして、未来ある子供たちの「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成に、微力ではありますが、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

最後に、佐藤町長様、議会の皆様、町当局の皆様方のご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

これからどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（遠藤幸一） まことにありがとうございます。

ここで議長より一言申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、「総合教育会議」が設置され、町・教育委員会が一体となり教育の推進に向けた協議がなされております。

全国的には、子供のいじめや自殺など、痛ましい事案が報道されておりますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、活発な協議をいただき、よりよい教育行政の推進をお願いいたします。

平成27年度白鷹町の教育行政面では、白鷹中学校の開校、鷹山小と荒砥小の統合、地区公民館のコミュニティセンター化と、大きな変化の年でございましたが、これまでおおむね順調に経過しているとお聞きしているところでございます。今後も、学校給食共同調理場の民間委託、図書館を含むまちづくり複合施設の建設、全国高等学校総合体育大会女子ソフトボール競技の開催など、多くの課題が控えております。

教育長初め委員各位には、少子高齢社会の中、本町教育の目指す姿である「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」に向かって、高い識見を生かし、新たな風を吹き込まれ、白鷹町の教育行政のさらなる充実にご尽力を賜りますよう心からご期待を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。ご退場ください。

再 開 (午後2時17分)

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し再開いたします。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第4、発議第1号 白鷹町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。議会運営委員長、関 千鶴子さん。

〔議会運営委員長 関 千鶴子 登壇〕

○議会運営委員長（関 千鶴子） 発議第1号 白鷹町農業委員会委員の推薦について。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員について欠員が生じ、町長より推薦方依頼があるので、次の者を推薦する。

住所、白鷹町大字中山2542番地の24、氏名、戸借房子、生年月日、昭和25年11月23日生まれ。

提出者、白鷹町議会議会運営委員会。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり推薦することに決しました。

○議第4号から議第13号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第4号 平成28年度白鷹町一般会計予算について（予算特別委員長報告）から、日程第14、議第13号 平成28年度白鷹町訪問看護ステーショ

ン事業会計予算について（予算特別委員長報告）までの平成28年度予算10件は、関連がありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

平成28年度各会計予算10件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、菅原隆男君。

〔予算特別委員長 菅原隆男 登壇〕

○予算特別委員長（菅原隆男） 予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本予算特別委員会に付託の各会計予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告申し上げます。

議案番号、件名、審査結果の順で申し上げます。

議第4号、平成28年度白鷹町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第5号、平成28年度白鷹町十王財産区特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第6号、平成28年度白鷹町下水道特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第7号、平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第8号、平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第9号、平成28年度白鷹町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第10号、平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第11号、平成28年度白鷹町水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第12号、平成28年度白鷹町立病院事業会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第13号、平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。起立しない場合は不採択とみなします。

まず、議第4号 平成28年度白鷹町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。6番樋口与一朗君。

〔6番 樋口与一朗 登壇〕

○6番（樋口与一朗） 平成28年度白鷹町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。
初めに、私は今じくじたる思いでここに立っております。

さて、佐藤町長は8年前、夕張市を引き合いに財政批判、箱物行政批判を展開した上で、町長給与の5割削減を標榜し初当選を果たされました。あれから7年と5カ月、それが今や箱物行政を推進し、町長給与の削減は1割にとどまっております。初心はどこに行ったのでありましょうか。

安倍晋三総理は、アベノミクス、地方創生、1億総活躍社会を掲げておりますが、内閣府の発表によると、2015年10月から12月期の国内総生産（GDP）は、前期比0.4%減で、年率換算では1.4%で、日本経済がマイナス成長に転じました。個人消費や住宅投資の低迷が一因のようであります。また、日銀のマイナス金利政策にもかかわらず、円高と株価の乱高下も起こり、経済の先行きは不透明であります。

また、人口減少はとどまることを知らず、自治体間では地方創生、移住者誘致、さらにはふるさと納税で熾烈な競争が繰り広げられております。

こうした中で、我が白鷹町は必ずしも勝ち組とはいえない状況にあると認識しております。こうしたことは、町長の地域経営に対する考え方にあるのではないかと考えるところであります。共生といいながら、民間は民間で、地域は地域でという姿にあるのではないかと思うのであります。今こそ、地域経営システムの抜本的な見直しが重要で必要なではありませんか。

地区公民館をコミュニティセンターにしたからといって、課題抽出の一助にはなっても、課題が解決するわけではありません。町を運営する職業人の集団であり、情報を一番持っている町が直接行うべきであると考えます。民間に丸投げではいかなるものでありましょうか。

次に、人口減少を抑制するのに定住条件について申し上げます。

新たな視点から定住の条件として考えられることは、働く場の確保、安全で良好な住環境の確保、良好な子育て環境の確保、安価で暮らしやすい地域コミュニティの確保、若者向けの安価な住宅の確保などが考えられます。

まず、働く場の確保であります。工業等の導入が困難となれば、地域資源の活用、内発型産業の育成であります。

次に、安全で良好な住環境の確保であります。民家がありながら緊急自動車が通れない道路はないか、災害に弱いところがないかなど、点検と整備が求められます。

次に、良好な子育て環境の確保であります。18歳までの医療費無料化は非常に結構なことであると思いますが、ほかにまだまだやれることはあるのではないかと考えます。

次に、安価で暮らしやすい地域コミュニティの確保であります。地域の負担金が数万円もあることを放置している責任は大きなものがあると思います。早急な是正が求められておると考えております。

次に、若者向けの安価な住宅の確保であります。創意工夫によって手法を求めていくべきであると思います。こうしたことは、喫緊の課題となっているものと考えます。

地域間格差の拡大と地域間競争の激化、人口減少によって自治体の消滅まで取り沙汰されている今日であります。このような状況のもと、役場庁舎建てかえなど悠長なことを言っておられるのか、極めて疑問であります。人口の減少に向かってやるべきことは、さきに申し上げたとおり、幾らでもあるのではないかと考えます。

また、木材乾燥施設であります。杉を伐採して活用することはよいことではあると思いますが、伐採した後の植栽・育成は誰がやるのか。全然見通しが立っていないことは遺憾であると思います。

役場庁舎を中心とする複合施設、まちづくり複合施設等整備事業にあつては、基本計画もほぼ終わり、実施設計へ向かう計画だと承知しておりますが、いまだ役場庁舎、図書館、防災センター、それぞれの施設の明確な建設費用がわからない状況です。

東京オリンピックを控え、原材料費・人件費の高騰が現実には始まっている状況があります。まだ、建設に当たっての基金の積み立てが十分に整っていない事実もあります。そのような状況下で、何で今なのか。政治の世界、行政にあつては「必要なもの」と「欲しいもの」という区別がございます。今本当に必要なのか。建設に対する町民の声は反対が渦巻いております。そのように承知しております。

町民サービスが減退するのではないのか、町長の自己満足ではないのか、財政的に夕張の二の舞にならないかと危惧する声もあります。今の議会は何をしているんだという声も当然のことながら大きいものがあります。自覚しておるところでもあります。

もっと町民との合意形成、熟慮が必要だと、改めて思うものであります。将来に禍根を残すようなことはあつてはなりません。私はこういう声に応え、新庁舎を初めとする複合施設の建設に対して命をかけて反対をしたいと思ひます。

以上、平成28年度一般会計当初予算に対する反対討論といたします。

○議長（遠藤幸一） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。9番奥山勝吉君。

〔9番 奥山勝吉 登壇〕

○9番（奥山勝吉） 平成28年度一般会計の予算認定に当たり、賛成の立場で討論を行います。

予算編成の基本的考え方に、第5次白鷹町総合計画後期基本計画にあげる重点プロジェクト、白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略による地方創生に向けた取り組みを展開し、まちづくりの将来像の実現に向けて、共創のまちづくりをさらに推進する観点から編成したとあります。

日本創成会議が消滅可能性都市として、平成52年の推定人口が1万人以下となる全国の自治体名を公表し、衝撃を与え、人口減少社会の到来を改めて認識させられました。

我が町でも、過去5年間の状況はいずれの年も転出が転入を上回り、社会減と自然減の割合がおおよそ4対6の傾向と分析されるようであります。

国の人口減少は既に日本全体に及ぶ問題として、政府は地方創生を旗印に、日本全国でこの課題に取り組むことになったようであります。

白鷹町では、地方版総合戦略の第5次白鷹町総合計画後期基本計画をベースに、国、県の戦略も踏まえた中での総合戦略として、具体的な数値目標や対応事業を含め、検討し進めていくと、町長は一般質問で答弁しております。

この予算の概要では、国の地方財政対策において、平成27年度を上回る対応が図られているようですが、地方税収がまだまだ十分な水準まで回復していない中、地方を取り巻く環境は依然として極めて厳しい状況となっていることを踏まえ、地方創生の重点化と町の将来像や状況に合った主体性、創意工夫、行政の効率化が求められているわけであります。

これらを踏まえた一般会計当初予算は76億5,700万円となり、前年度比2,000万円、0.3%増となっているようですが、1億総活躍社会の実現のための対策やT P P関連政策大綱に基づく国の補正予算に対応した事業の前倒しの計上で、明許繰越等を含め約80億円を超える規模の予算となっているようですが、これからの国の対策対応や第5次白鷹町総合計画に沿った事業執行と職員の仕事の量の負担や町民サービスへの影響を鑑み、予算執行をするべきであります。

町税では、前年度比2,054万円、1.9%の増になっているようです。家屋の新築・増築や町内の景気動向、軽自動車税の税制改正により13.8%の増になっている中、たばこ税2.7%の減、入湯税については39.2%の減であり、この減収は町民へのサービス低下にならないように対応するべきであります。

白鷹町では、自主財源が脆弱であり、普通交付税は公債費の変動や国勢調査人口の置きかえによる減少により29億1,100万円の見込みとし、前年度より1億6,840万円、5.5%の減となるということは、人口減少が一番影響することがわかります。

国庫支出金は使途が決まっている予算であり、無駄なく有効に執行すべきであります。

町債は前年度比9,930万円、8.5%減で、10億6,960万円となっているようですが、各事業の施工の数により変動するわけであり、十分に将来を見据えた負担増にならないように考えるべきであります。

歳出を見ますと、公債費が前年度比3,789万円、4.8%増となるようですが、なるべく増加しない努力を求めます。

具体的な施策を見ますと、少子高齢化が進む中、多子世帯子育て応援事業や子育て応援事業、高校3年生までの医療費の無料化や延長保育事業など、子育て支援策は高く評価します。しかし、子育て支援拠点事業は子育てに対する不安解消が大事であり、ますますの充実を求めます。

高齢化の中、健康寿命延伸対策は、俗に言う「ピンピンコロリ」が理想であると言われております。健康で長生きするために、がんや成人病の早期発見のために、検診事業の推進拡大と子供健康づくりの事業は高く評価し、全ての検診に対する受診者数の増員の努力を求めます。

荒砥高等学校活性化事業で、存続のための支援で、入学時の負担の軽減は高く評価します。介護職員初任者資格取得の養成講座による介護職員の確保は大事であります。平成24年からスタートしたこの事業におきましても、全員が介護関係に就職しているとお聞きしております。今後の拡充を期待するものであります。

まちづくり複合施設事業においては、基本設計が完成後、直ちに事業の予算を提示し、財源のあり方や町民負担の対応など、町民へ説明すべきであります。この事業においては、町民の方々の使い勝手のよい、高齢者にやさしい建物とすべきであります。また、町民会議の内容等を広く町民へ周知に努め、町民の理解と木材利用の推進を先行すべきであります。

平成25年、平成26年と2年続けて見舞われた豪雨により被災した原因の1つに、山林の不整備があげられ、山林の再生や木材利用の推進、木材産業の拡充と森林の広葉樹林化も大事であり、森林林業再生基盤づくり交付金事業で木材乾燥施設等整備での雇用拡大や木材の利用産業としての位置づけは大事であり、近隣市町村との連携を推進して、事業の拡充を求めるものであり評価します。

林道の整備事業においては、前年度比約600万円ほど減額となっておりますが、まちづくり複合施設整備事業には特に関連する大切な事業であり、林道整備の推進を強く求めるものであります。

青年就農給付金交付事業は、新規就農者に対する経営開始型であり、5年間の給付があり、新規に14人の給付を見込んでいるということは、地方創生の移住促進や若者定住等に寄与するものと高く評価します。また、5年間の中で自立できるような指導が大事であり、6次産業化も含めた支援を望むものであります。

「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクトや、「すまいる住まい！若者定住サポート事業」においては、実績状況などを見ますと、若者定住対策や地元産業活性化に高く貢献しているようです。これからの執行に期待します。

予算全体を見ますと、白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた予算編成であり、努力が見えてくるところは評価します。

地方は国に依存する地域経済であることがわかります。これからの地方創生には中央に依存せざるを得ず、地域を自らの責任で判断、経営することであり、国の財政状況の悪化や財政運営の不始末によって、地方が右往左往させられるということであり、それらを少しでも解決する策としては、地産地消であります。それには、食材、人

材、町独自の製品、エネルギーなどであり、地元の大学や研究機関の活用も大事であります。

自治体が自立する前提として、財政が破綻することなく永続的に運営される必要があります。そのためには、各年度の予算を編成するに当たり、過年度の収支だけでなく、将来の財政運営を脅かしかねない要素にも十分注意を払わなければならないわけであります。

地方創生と地域の自立は、地域経済の活性化であり、地域経済が疲弊する最大の原因は地域の外から購入するものが圧倒的に多く、その一方、地域の外に売れるものが少ないということで、その結果、お金が町外に流出すると同時に、雇用も町外へ逃げていく原因であります。

それらを踏まえたときに、町にお金を落とす施策と住民の要望の実現や安全対策、大切に急がれる施策も一緒に踏まえながらの予算執行を求めて、賛成討論といたします。

○議長（遠藤幸一） ほかに討論はございませんか。

まず、原案に対し、反対の方の発言を許可します。10番石川重二君。

〔10番 石川重二 登壇〕

○10番（石川重二） 私から、平成28年度白鷹町一般会計予算に関して、反対の立場で討論をいたします。

18歳までの医療費負担は画期的な提案であります。それ以外にも評価すべきものは幾つかありますが、しかし、国政が進める教育委員会改悪の教育行政を全て政府支配下にするなど、皆右へ倣えとなってきました。教育を支配下に置き、国民を全て戦争へと駆り立てた、あの忌まわしい歴史を繰り返すのではないかと非常に心配であります。

現在の安倍政権は、憲法の戦争反対の条項らその他戦争関連の法案を改定してでも一気に進めようという動きが見えている中であります。数え上げれば切りがないのですが、町予算でとりあえず賛成できないのは、第1はまちづくり複合施設建設についてであります。一般質問でも申し上げましたように、分離発注を拒否されたことですが、木造建築で、葉枯らし法天然乾燥を行うことで、木のつやがよくなり、乾燥割れが少なくなり、さらには木材の寿命が倍以上延びるのです。また、木質からでんぷん質が除かれ、白ありなどの食害が減少し、人工乾燥すると失われる木材本来のフェノール成分が天然乾燥ですと残りますので、さらに腐りにくく、木材の寿命を大きく延ばすものです。

庁舎建設から続く町産材利用で、林業再生にはこの技術を活用すれば大きなプラスとなります。事前発注などや工期が長くなるなどのマイナス面はあるが、建設建屋が一段と丈夫で長持ちすることで何倍も得するメリットが出ます。

また、山主に利益が届き、植林が進みやすくなり、これからの里山の保全と町の新しい産業化につながる事業に育っていくのです。

次に、中丸池のしゅんせつのことです。昨年の9月議会で上流部の常海沢川と県との関係について伺いました。町長からその方向で取り組むという答弁をいただきました。しかし、県からは常海沢川の件は否定され、もしこのままで2013年、2014年のような豪雨被害が発生するならば、中丸池は満砂状態ですから、必ず大きな被害につながることは目に見えております。

流れ下る土砂は中丸池の堰堤を乗り越え、八幡駅前地区からさくらの保育園や大町方面まで災害が大きく広がることは否定できないようであります。

ことしの予算には中丸池のしゅんせつは全くありません。県の取り組みを見ながらとのお話ですが、ことしの6月、7月ころにまた豪雨被害が発生するならば、どうしてもとどめようのない災害が沸き起こってしまうことは目に見えております。

町民の暮らしを守るのが一番の町の仕事ではないですか。現状で中丸池の土砂を重機でアームの届く範囲内でもしゅんせつすることで、災害を大きく減少させる、防止することが可能と思います。

以上の2点から、町提案の予算案については反対と意見を申し上げます。

○議長（遠藤幸一） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論終結と認めます。

これより、採決いたします。

議第4号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立多数。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第5号 平成28年度白鷹町十王財産区特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第5号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第6号 平成28年度白鷹町下水道特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第6号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第7号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第7号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第8号 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第8号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第9号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第9号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立多数。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第10号 平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第10号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立多数。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第11号 平成28年度白鷹町水道事業会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第11号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第12号 平成28年度白鷹町立病院事業会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第12号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第13号 平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第13号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○請第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第15、請第1号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願について（産建文教常任委員長報告）を議題といたします。

本件につきましては、産建文教常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、産建文教常任委員長より審査結果の報告を求めます。産建文教常任委員長、樋口与一朗君。

〔産建文教常任委員長 樋口与一朗 登壇〕

○産建文教常任委員長（樋口与一朗） 請願審査報告を行います。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果の順にご報告申し上げます。

請第1号、平成28年3月9日、奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願について、採択すべきもの。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

請第1号について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時15分といたします。

休 憩 （午後2時56分）

再 開 （午後3時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し再開いたします。

○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第16、議第38号 白鷹町斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町斎場の管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） ご説明申し上げます。

議第38号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町斎場。施設の所在地、白鷹町大字菖蒲350番地1。

2、指定管理者の名称。有限会社セイノヤ。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第17、議第39号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町ヤナ公園の管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） ご説明申し上げます。

議第39号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町ヤナ公園。施設の所在地、白鷹町大字下山字前田661番の1外。

2、指定管理者の名称。白鷹観光開発株式会社。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第39号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、議第40号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹スカイパークの管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第40号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹スカイパーク。施設の所在地、白鷹町大字中山2553番地6外。

2、指定管理者の名称。有限会社トントンとんぴ。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第40号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議第41号から議第68号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第19、議第41号 白鷹町黒鴨いきいきセンターの指定管理者の指定についてから日程第46、議第68号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定についてまで、以上28件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町黒鴨いきいきセンター以下28施設の管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、各施設の所管課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課所管について、健康福祉課長、斎藤春美さん。

○健康福祉課長（斎藤春美） ご説明申し上げます。

議第41号 白鷹町黒鴨いきいきセンターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町黒鴨いきいきセンター。施設の所在地、白鷹町大字黒鴨172番地2。

2、指定管理者の名称。黒鴨区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第42号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、萩野ふれあい館。施設の所在地、白鷹町大字萩野1324番地。

2、指定管理者の名称。萩野区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 次に、産業振興課所管について。農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第43号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、釜の越農村公園。施設の所在地、白鷹町大字高玉3532番地 1。

2、指定管理者の名称。西高玉区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第44号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、杉沢農村公園。施設の所在地、白鷹町大字畔藤1673番地。

2、指定管理者の名称。杉沢区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第45号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、高岡農村公園。施設の所在地、白鷹町大字高岡785番地 1。

2、指定管理者の名称。高岡区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第46号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、針生農村公園。施設の所在地、白鷹町大字針生692番地 1。

2、指定管理者の名称。針生町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第47号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、小山沢農村公園。施設の所在地、白鷹町大字畔藤7580番地 3。

2、指定管理者の名称。小山沢区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第48号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、黒鴨農村公園。施設の所在地、白鷹町大字黒鴨443番地 2。

2、指定管理者の名称。黒鴨区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第49号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、姫城農村公園。施設の所在地、白鷹町大字山口2031番地 2。

2、指定管理者の名称。蚕桑第18町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第50号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、山際農村公園。施設の所在地、白鷹町大字山口4006番地 2。

2、指定管理者の名称。蚕桑第17町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第51号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町土里夢館。施設の所在地、白鷹町大字畔藤9053番地42。

2、指定管理者の名称。町下区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第52号 広野広翔館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、広野広翔館。施設の所在地、白鷹町大字広野2676番地。

2、指定管理者の名称。広野区。

3、管理を行わせる期間。平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

続きまして、議第53号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、ぬくもりの館姫城。施設の所在地、白鷹町大字山口2031番地2。

2、指定管理者の名称。蚕桑第18町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

議第54号につきましては、後ほど産業振興課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議第55号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、笠松ロマン館。施設の所在地、白鷹町大字横田尻7406番地。

2、指定管理者の名称。蚕桑第9町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第56号 中山林業センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、中山林業センター。施設の所在地、白鷹町大字中山1361番地1。

2、指定管理者の名称。中山区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第57号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、高玉集会施設及び林業者等健康増進施設。施設の所在地、白鷹町大字高玉4703番地の2。

2、指定管理者の名称。東高玉区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

議第58号 高岡集会施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、高岡集会施設。施設の所在地、白鷹町大字高岡1372番地。

2、指定管理者の名称。高岡区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） 私から2件についてご説明申し上げます。

初めに、議第54号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、いきいき深山郷のどか村。施設の所在地、白鷹町大字深山2537番地。

2、指定管理者の名称。深山区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第59号 深山工房の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、深山工房。施設の所在地、白鷹町大字深山2530番地1。

2、指定管理者の名称。深山区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、教育委員会所管について。教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第60号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）。施設の所在地、白鷹町大字鮎貝1036番地の12。

2、指定管理者の名称。鮎貝第1町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第61号 文化創造館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、文化創造館。施設の所在地、白鷹町大字荒砥乙908番地の1。

2、指定管理者の名称。出来町第1及び第2町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第62号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、東横田尻歴史館。施設の所在地、白鷹町大字横田尻1432番地の1。

2、指定管理者の名称。東横田尻区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第63号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、宝前町コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字十王5220番地の20。

2、指定管理者の名称。十王区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

議第64号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、西高玉桜美館。施設の所在地、白鷹町大字高玉3739番地の1。

2、指定管理者の名称。西高玉区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第65号 仲町友愛館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、仲町友愛館。施設の所在地、白鷹町大字荒砥甲788番地の7。

2、指定管理者の名称。仲町区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第66号 遊和館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、遊和館。施設の所在地、白鷹町大字鮎貝3984番地1。

2、指定管理者の名称。鮎貝第9及び第10町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第67号 滝野交流館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、滝野交流館。施設の所在地、白鷹町大字滝野1011番地。

2、指定管理者の名称。滝野区。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第68号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）。施設の所在地、白鷹町大字荒砥甲1296番地の1。

2、指定管理者の名称。八幡第2町内。

3、管理を行わせる期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第41号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第41号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第43号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第43号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議第44号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第44号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議第45号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第45号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
議第46号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第46号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議第47号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第47号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議第48号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第48号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議第49号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議第50号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第50号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議第51号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第51号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第52号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第52号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第53号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第53号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第54号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第54号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。
議第55号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
議第56号について、討論を行います。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。
議第56号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
議第57号について、討論を行います。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。
議第57号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議第58号について、討論を行います。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。
議第58号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議第59号について、討論を行います。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。
議第59号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議第60号について、討論を行います。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。
議第60号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
議第61号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第61号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議第62号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第62号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第63号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第63号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第64号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第64号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第65号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第65号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第66号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第66号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議第67号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第67号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第68号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第47、議第69号 白鷹町過疎地域自立促進計画の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本計画は、平成28年度から平成32年度までの白鷹町過疎地域自立促進計画を策定したものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、提案するものがあります。

なお、内容については、企画政策課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） ご説明いたします。

議第69号 白鷹町過疎地域自立促進計画の認定について。

白鷹町過疎地域自立促進計画を別案のとおり定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

別紙計画書をごらんください。

計画の概要について説明いたします。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法が平成33年3月末まで延長されたことを受けて、自立促進のための計画として、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間について策定したものであります。

自立促進に向けた基本的な考え方につきましては、平成27年4月にスタートした第5次白鷹町総合計画後期基本計画をベースに策定しており、さらに、平成27年10月に策定した白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を反映させ、各種施策や事業展開に向け、最近の本町を取り巻く社会・経済情勢の変化を勘案して、今後5年間に必要な施策を本計画に掲載したものです。

18ページをお開きください。

基本方針といたしまして、第5次白鷹町総合計画に基づき、町民憲章の精神をまちづくりの目標とし、自立促進の理念を「共創のまちづくり」と定めております。

また、「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」を町の将来像に掲げ、みんなが健康で笑顔で暮らせる町を引き続き目指して取り組んでまいります。

特に、人材育成をベースとして、子育て教育、雇用・産業、地域、防災の分野につきまして、重点的に取り組んでいくものです。その実現に向けては、白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる6つの政策パッケージ、「しらたか森林・林業再生プロジェクト」「日本の紅（あか）をつくる町プロジェクト」「ふるさと移住推進プロジェクト」「婚活★子育て応援プロジェクト」「白鷹人『目を世界に、心ふるさと』プロジェクト」「地域コミュニティいきいき安全・安心プロジェクト」を重点プロジェクトとして位置づけ、過疎対策事業債のソフト事業も有効に活用しながら、自立促進を図ってまいります。

各項目ごとの具体的な計画につきましては、24ページ、「2. 産業の振興」から、58ページ、「10. その他地域の自立促進に関し必要な事項」まで、9項目について、各項目ごとに現況と問題点、その対策、事業計画としてまとめさせていただいております。

また、60ページから62ページには、ソフト事業分を再掲しております。

以上、過疎地域自立促進計画の概要であります。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第69号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第48、議第70号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

集落内の生活安全確保等により町道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

路線内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第70号 町道路線の認定について。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

1、認定する路線。番号、883。路線名、沖屋敷前線。起点、山口字沖屋敷前5857。終点、山口字宝隆5908でございます。

次に、路線の概要についてご説明申し上げます。

裏面をごらんください。

認定する路線につきましては、地図中央の太線部でございます。起点については丸、終点につきましては矢印の切っ先となります。

本路線につきましては、12月定例会におきまして、山口区長並びに蚕桑第16町内長から請願書の提出がされ、採択されました山口沖地内の路線でございます。起点は主要地方道長井白鷹線に接し、終点は町道沖後田線まで、延長180メートルの路線でございます。

認定基準につきましては、白鷹町町道認定及び整備に関する要綱第3条第1項第3号、道路の起点、または終点が国道、県道もしくは町道のいずれかに連絡する道路に該当する路線になるものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第70号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第49、発議第2号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。産建文教常任委員長、樋口与一朗君。

〔産建文教常任委員長 樋口与一朗 登壇〕

○産建文教常任委員長（樋口与一朗） 発議第2号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について。

上記議案を、別紙のとおり白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出者 白鷹町議会産建文教常任委員会。

次ページをごらんになってください。

奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書。

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の約4割が何らかの「奨学金」を利用しています。その背景には、大学初年度納付額が高騰していることや、家庭収入が減少していることなどにより、「奨学金」に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものです。

一方、非正規雇用の不安定・低賃金等により、卒業して安定した収入を得て奨学金を返済できる環境は大きく崩れており、卒業しても「返したくても返せない」若者が増加しております。また、滞納した場合には年5%の延滞金が課せられ、延滞後の返済金は、まず延滞金に充当されるため、滞納してしまうと返済しても元金が減らず大きな負担となってまいります。返済の大きな負担は、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されているところです。

OECD加盟国のうち、半数近くの国の大学は授業料が無償で、ほとんどの国に公的な給付型奨学金制度が整備されています。大学の授業料が有償で公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯どめをかけるため、下記事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
2. 当面、貸与型奨学金は無利子とし、制度拡充までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり意見書を提出することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（遠藤幸一） 日程第50、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、配付している申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり、継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（遠藤幸一） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、このたび3月31日をもってご退任なされます丸川教育委員長と岡田教育長が議場におられますので、お二人よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

初めに、丸川委員長、お願いします。

○教育委員長（丸川恵子） 退任に当たり、お礼の言葉を申し上げます。

平成21年3月、この議場で緊張しながら初めてご挨拶させていただいたのを今思い起こしております。あれから7年間という長い間、浅学非才な私が重職を何とか無事に務めさせていただくことができました。これもひとえに町当局や議会の皆様、そして、関係機関の皆様方の温かいご指導と、並々ならぬご支援のたまものと心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

また、町民の皆様方にはいつも心温まるお言葉をかけていただき、また、いろいろな面でご支援をいただき、私にとって何よりの励みでございました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は大変微力ではございましたが、岡田教育長の強いリーダーシップのもと、教育委員と教育委員会事務局が一体となって、温かく信頼される教育委員会、そして、子供や保護者、学校現場の立場に立った温かい教育行政を目指してきたつもりです。

ただ、これは私たちだけでできるものではございません。町当局や議会の皆様方が教育と子育てを重要課題として、学校教育にも生涯学習にも物心両面にわたってご支援くださったおかげにほかなりません。

スクールバスの導入、生活支援員の配置、荒砥高校へのサポート、耐震対策、ゆめスポしらか「RO*KU」（ロック）の立ち上げ、東陽の里グラウンドの全面芝化、国際交流事業の新設などなど、本当にありがたいことでした。

教育界は今目まぐるしく変化をしております。白鷹町でもまだまだ課題はありますが、今後は新教育長を中心に新しい教育委員会の体制でさらに発展させていただけるものと思います。

新任の方々に対しましても、私たちと同様、温かいご指導、ご支援を賜りますよう、私からもお願い申し上げます。

就任中、一番重かったのは、何と言っても荒砥小学校と鷹山小学校の統合、そして、西中学校と東中学校の統合です。皆様方のおかげで統合は順調に進みましたが、統合後も大きな問題が起こらなければいいなといつも気がかりでございました。しかし、きのうの白鷹中学校の感動的な卒業式の中で、すばらしい生徒たちの姿を拝見し、ほっと胸をなでおろすとともに、改めて子供たちや教職員の皆様方に感謝したところです。あすの荒砥小学校の子供たちも、同じようにいい姿を見せてくれるものと期待しております。

私にとって、この7年間は多くのすばらしい方々との出会いもあり、本当に楽しい日々でした。また、議会に同席させていただき、町当局や議員の皆様方の町政に寄せる熱い思いを直接お聞きできたことは、私にとってすばらしい財産となりました。それもきょうで終わりだと思うと、ちょっとさびしい気がいたします。

結びになりますが、白鷹町や議会のますますのご発展をご祈念申し上げますとともに、白鷹町の子供たちの健やかな成長を心からご祈念し、お礼の言葉とさせていただきます。

今まで本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（遠藤幸一） ありがとうございます。

続いて、岡田教育長。

○教育長（岡田 勉） このたび一身上の都合によりまして退任をさせていただくことになりました。

平成21年4月より、教育長の任に当たらせていただき、下学上達を心してきましたが、「任重くして道遠し」、この感が否めずの7年間であったと振り返っているところでございます。

在任中は、「まちづくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育」、このことを踏まえまして、本町教育の目指す姿として、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」、これを掲げて、微力を尽くしてきたつもりでございますが、何分、力不足を痛感しており、赤面の至りでございます。まだまだ課題山積の中、退任させていただくこと、まことに恐縮しております。

しかしながら、3月議会定例会におきまして、平成28年度の施政方針が示され、あわせて当初予算が可決されましたので、第5次総合計画後期計画と白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、まちづくりとして教育行政が着実に推進され、「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」が創出されますように、心から念願しております。

結びになりますが、町当局の方々を初め議員の皆様には、温かく支えていただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、白鷹町のますますの発展と皆様のさらなるご活躍、そして、町民の皆さんお一人お一人の幸せを切に願ひまして、御礼と退任の挨拶にさせていただきます。

7年間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（遠藤幸一） まことにありがとうございました。

私から一言申し上げます。

お二方におかれましては、長年にわたり、白鷹町の教育にご尽力をいただきまして感謝を申し上げます。

この間、子供たちの学力向上・健全育成はもとより、東日本大震災の対応、全町スクールバス化、小中学校の学校統合問題、教育委員会改革への取り組み、公民館のコミュニティセンター化、荒砥高校の存続問題など、多くの課題に精力的に取り組まれ、対応していただきました。

議会に対しましても、懇切丁寧な対応と気配りをしていただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

今後は、健康に十分留意されまして、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、議会を代表してお礼の言葉とかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

これをもって平成28年第2回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後4時19分〉